

長期履修制度について

長期履修制度は、学生が、職業を有している等の事情により標準終業年限を超えた一定の期間で計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを認める制度です。次の事項に該当する場合は、長期履修を申請することができます。なお、本制度を認められている学生は年に一度、履修計画の見直しが必要です。

【博士後期課程】

- i 定まった職業を有する者(ただし、常勤に限る。)
- ii 出産・育児・介護等を行う必要のある者
- iii 長期に履修することが教育研究上必要と認められる者

【博士前期課程】

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン高度がん看護専門看護師コースまたはナースプラクティショナ教育プログラムを履修している学生のうち、定まった職業を有する者(ただし、常勤に限る)。ただし、コース変更等により対象者から外れる場合は、長期履修学生の資格を失う。

※長期履修の在学年限は、博士前期課程については4年、同後期課程については5年を限度とする。ただし、休学期間は在学年限に含まない。なお、休学期間は、博士前期課程においては2年、同後期課程においては3年を超えることができない。

1. 新規及び変更申請について

【申請期限】

新入生：【新規】入学年度の前年度2月末日
在学生：【新規または変更】適用開始する年度の前年度2月末日
(末日が土日祝の場合、その前日が期限)

例：令和8年度から変更を希望する場合は令和8年2月27日までに申請

《重要》

- 最終学年に申請はできません。
- 申請・変更希望者は、修了予定年度(長期履修が認められている場合は承認された最終年度)の前年度2月末日までに申請してください。
- 承認された長期履修期間の途中で新たに休学を取得し、引き続き長期履修を希望する場合は、変更申請が必要です。

【必要書類】

1) 新規申請

- ① 長期履修学生申請書 (様式1-1)
- ② 長期履修学生を希望する理由書 (様式2-1)
- ③ 履修計画及び研究計画書 (様式3-1)
- ④ ・定まった職業を有する者は、在職証明書 (様式 任意)
 - ・出産、育児、介護等の事由がある者は、それを確認できる書類(例：母子手帳、要介護認定通知書の写し 等)
 - ・その他研究科が提出を指示する書類

2) 現在当該制度を利用しており、期間を変更する場合

- ① 長期履修学生期間変更申請書 (様式1-2)
- ② 長期履修学生としての期間を変更する理由書 (様式2-2)
- 長期履修学生としての期間を延長する理由書(指導教員) (様式2-2-2)
- ③ 履修計画及び研究計画書 (様式3-2)

【申請先】医学系研究科保健学事務室教務係

【注意事項】

★一度認められた長期履修期間の変更を希望する場合は、上記の申請期限までに変更申請書(様式1-2～3-2)により申請してください。

例:4年の長期履修を3年に短縮する場合は2年次の2月末日までに変更申請

★本制度は原則年度単位で取り扱います。

例:5年の長期履修の方が4年で修了する場合、長期履修を4年に短縮し、授業料を4年で再計算となります。

なお、履修計画の見直しを行い、やむをえない事情により、年度単位での期間短縮とならない場合は、申請前に必ず教務係にご相談ください。

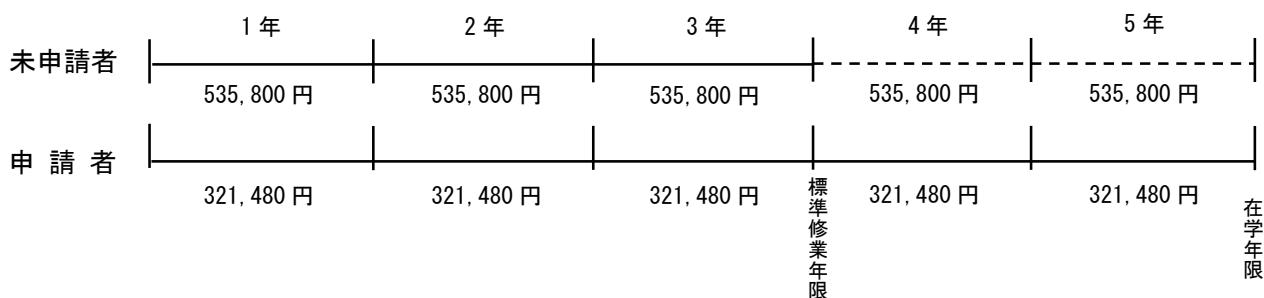
2. 授業料について

学生納付金規程で定められた「授業料年額」に「標準修業年限」をかけて「長期履修が認められた年数」で割った額を年額とし、前期(5月)及び後期(11月)の2回に分けて支払うことになります。

例：保健学専攻博士後期課程(標準修業年限3年)で5年の長期履修を認められた場合

$$535,800\text{円} \times 3\text{年} \div 5\text{年} = 321,480\text{円(年額)}$$

$$321,480\text{円} \div 2\text{回} = 160,740\text{円(前期・後期の各回で支払う額)}$$



長期履修の申請が許可された者が延長を行う場合は、所定の授業料を各学期の納付期限までに納めるものとします。詳細は申請時に、教務係に確認してください。